

人事院会議議事録

会議日

令和4年3月17日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官
(説明員) (給与局)
一之瀬給与第三課長

議題

人事院規則9-6 (俸給の調整額) 等の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則9-6 (俸給の調整額) 等の一部改正」について、担当局から別添のとおり、令和4年度予算に係る組織改正及び諸手当改定等に伴い、人事院規則9-6等について改正を行うこととしたいと説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 9—6（俸給の調整額）等の一部改正について

令和 4 年 3 月 17 日
給 与 局

令和 4 年度予算に係る組織改正及び諸手当改定等に伴い、以下の人事院規則等の一部改正を行うこととする。

【人事院規則】

1 人事院規則 9—6（俸給の調整額）

俸給の調整を行う官職等を定めた別表第 1 について、以下の改正を行う。

(1) カジノ管理委員会及び消費者庁

カジノ管理委員会及び消費者庁の橋渡し人材をもって充てる官職について職務の特殊性を踏まえ調整数 1 の適用を認めたことに伴い、同委員会及び同庁を規定する。

(2) 出入国在留管理庁

地方出入国在留管理局（支局を含む）に薬剤師及び看護師が新設されることに伴い、同官職の職務の特殊性を踏まえ調整数 1 として規定する。

2 人事院規則 9—17（俸給の特別調整額）

俸給の特別調整を行う官職等を定めた別表第 1 について、以下の改正を行う。

(1) 警察庁

皇宮警察本部に首席監察官が新設されることに伴い、他の官職との均衡を考慮し同首席監察官をⅢ種として規定する。

(2) 文部科学省

国立教育政策研究所教育課程研究センターの総合研究官が廃止されることに伴い、同官職を削除する。

(3) スポーツ庁

本庁内部部局の企画官が廃止されることに伴い、同官職を削除する。

(4) 厚生労働省

地方厚生局分室の指導医療官（主任に限る）について、他の官職との均衡を考慮し同指導医療官をⅤ種として規定する。

(5) 国土交通省

地方航空局の建築調整官が廃止されることに伴い、Ⅳ種の代表官職から建築調整官を削除し、同官職と同じ予算職名で同じ俸給表が適用される空港管理企画調整官を規定する。

【機密性 2 情報】

3 人事院規則 9—30（特殊勤務手当）

(1) 刑務作業監督等手当（第28条の2）【対象省庁：出入国在留管理庁】

入国者収容所又は地方出入国在留管理局に所属する職員が行う救急業務及び汚物等処理業務について、その不快性や二次感染の不健康性、危険性等の程度を踏まえ適用対象業務に追加し、手当額を1日につき600円とする改正を行う。

(2) 犯則取締等手当（第28条の5）【対象省庁：海上保安庁等】

我が国海域の警備業務のうち、夜間に行われた業務に従事した職員について、昼間の業務と比較し、危険性、精神的労苦等の高まりが認められることから手当額の加算措置（100分の50（550円））を講じる改正を行う（加算対象業務は、令和3年10月7日の人事院会議において了承を得た上記の夜間に行われた業務を事務総長通達に規定）。

4 人事院規則 9—49（地域手当）

(1) 職員の配置に伴い、支給地域等について定めた別表第1に神奈川県はだの秦野市を規定する。

(2) 地域手当の支給割合に係る特例が適用される特別移転官署として別表第3に規定されている文化庁地域文化創生本部について、当該特例の適用終了に伴い、同表から削除する。

5 人事院規則 9—55（特地勤務手当等）

1年を通じて特地勤務手当が支給される官署を定めた別表の1について、以下の改正を行う。

(1) 国土交通省

ダムの供用開始に伴い室蘭開発建設部むかわさるがわ鶴川沙流川河川事務所及び平取びらとりダム管理支所を規定し、併せて二風谷にぶたにダム管理所の名称変更を規定する。

(2) 環境省

周辺地域の管理のため母島自然保護官事務所が新設されることに伴い、当該官署を規定する。

6 人事院規則 9—123（本府省業務調整手当）

本府省業務調整手当の支給対象とならない業務を定めた第3条について、出入国在留管理庁において研修に関する業務をつかさどる研修企画室の組織上の位置付けが、出入国在留管理庁の直下から総務課へ変更されることに伴い、所要の改正を行う。

7 人事院規則 9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の特例）

同規則では新型コロナウイルス感染症に対応する業務に従事した職員に係る特殊勤務手当について規定しているところ、新型コロナウイルス感染症以外の新型インフルエンザ等である感染症が発生した場合にも、業務の態様に応じて、同規

【機密性 2 情報】

則で規定されている手当と同様の手当を速やかに措置できるよう、新たな規定を設けることとする。

なお、手当の対象となる感染症、業務及び手当額を定める権限を事務総長に委任し、新たに新型インフルエンザ等である感染症が流行した際に、どのような手当を措置するかについては、あらかじめ人事院会議の了承を得ることとする。

【権限委任関係】

8 令和 4 年人事院公示第●号の制定

上記 3(2)及び 7 の改正に伴い、人事院の権限及び所掌事務の一部委任について定めた人事院公示（昭和38年人事院公示第 5 号）に関し、所要の改正を行う人事院公示を制定する。

【公布日・施行日】

令和 4 年 4 月 1 日公布、同日施行

以 上